沖縄県収用委員会による裁決について (嘉手納飛行場)

駐留軍用地特措法に基づき裁決申請していた嘉手納飛行場の一部土地について、令和5年8月10日、沖縄県収用委員会による使用の裁決があったので、お知らせします。

記

1 使用し、明け渡すべき土地の区域

施設名	所有者数(名)	筆数(筆)	面積(㎡)
嘉手納飛行場	6	1	1, 043. 08

2 裁決による使用期間

権利取得の時期から令和10年11月30日まで(5年間)

3 権利取得の時期及び明渡しの時期

令和5年12月1日

添付資料:駐留軍用地特措法手続等概略図

連絡先:沖縄防衛局管理部施設取得第1課

喜久川・屋比久

098-921-8131 (内線483・488)

駐留軍用地特措法手続等概略図

